

平成 29 年度 小牧地域包括支援センターふれあい 事業計画

1. 事業の目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として活動する。

2. 基本方針

1) 小牧市の基本方針

(1) 総合性

高齢者の多様なニーズや相談に応じ、尊厳ある生活の継続のために、保健医療・公衆衛生・社会福祉その他必要な支援につなぐ「総合性」をもつ。

(2) 包括性

公的サービスのみならず、多様な社会資源の把握に努め、ネットワークを構築し、有機的に結び付ける「包括性」をもつ。

(3) 継続性

高齢者の心身の状況の変化に応じ、生活の質が低下しないよう適切なサービスを提供する「継続性」をもつ。

(4) 予防性

要支援・要介護状態になる前から、自立した自分らしい生活を継続することができるよう、介護予防のために必要な支援をする「予防性」をもつ。また、虐待や消費者被害を未然に防止するよう、啓発などを行う。

2) 小牧地域包括支援センターふれあいの方針

高齢者の暮らしを支えるための必要な取り組みについて、地域住民と介護等の専門職と地域包括支援センターがいっしょに考える機会を設けるとともに、高齢になっても住みやすい地域づくりを住民が主となって促進することができるよう支援する。

また、センター職員各々の知識と経験を有効に活かされるよう、安定した雇用と職員の配置がなされるようにする。

- ・西部圏域では、高齢の単身者や高齢世帯の割合が他圏域よりも低く、家族と同居している高齢者が多いと言えるが、同居故の課題（身体的虐待や放置放任）も目立つようになっている。また、同居していても介護力の低い世帯もあり、同居世帯の介護者への支援を検討しなければならないと考える。
- ・中部圏域では、大規模な集合住宅が多くなり人口は増えているが、集合住宅特有の「戸建て住居よりも生活の様子が見えにくく、外から入りづらい」環境になっている。その上、高齢化率は他圏域より低いものの高齢単身者の割合が高い。

単身高齢者が不健康状態に陥ると、本人ができなくなる生活上の必要なことを、家族ではない誰かが支援しなければならない。その一方で、前述のとおり近隣の助け合いを求めにくい環境になりつつある。このような状況において、地域の課題解決力を高められるように働きかけていく。

3. 職員配置

小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例（平成26年小牧市条例第38号）の配置基準に基づき職員配置を行う。その他、専任の認知症地域支援推進員のほか必要な職員を配置する。

当該年度の職員配置については、職員配置計画書のとおりとする。

4. 事業内容

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者及びその家族、地域住民からの様々な相談（介護、福祉、保健、医療等）に関する相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援する。

① 総合相談業務

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、地域住民からの様々な相談に応じ、的確な状況把握を行い迅速に対応する。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につなげる。地域包括支援センターの業務が高齢者の総合相談を行う機関であることについて理解が深まるよう、地域住民への啓発活動を行う。

・社協だより“小牧地域包括支援センターふれあいだより”を掲載し、相談機関であることや介護予防等に関する啓発をおこなう。（年4回）

② 実態把握

本人や家族による窓口や電話での相談だけでなく、独居高齢者及び高齢者世帯への個別訪問により、心身状況や家庭環境等、生活の実態の把握に努める。また、地域の民生委員・児童委員や地域住民、関係機関からの情報収集を行い、地域の社会資源や地域住民のニーズを把握する。

・中部地区及び西部地区の民生委員連絡協議会終了後に、民生委員と当センターとの意見交換会を実施する。（中部地区：年5回、西部地区：年9回）

目的：地域包括支援センター事業の理解促進、連携の強化、地区での高齢者に関する問題等の共有

③ ネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援につなぐため、地域の民

生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築し、情報が得られるようにする。

- ・小牧市高齢者等見守りネットワーク事業協力事業所を訪問し、個別に情報を交換する。

(2) 権利擁護事業

高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるように、専門性に基づき高齢者虐待の防止や消費生活被害等権利擁護に関する相談や支援を行う。また、財産の管理や日常生活上の契約などに対して、不安を抱えている方へ、必要に応じて、成年後見制度の活用に向けた支援をする。

① 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

- ・平成28年度に4カ所の地域包括支援センターが合同でおこなった介護保険サービス事業所へのアンケート結果を用いて、介護サービス従事者を対象にした高齢者虐待防止に関する研修会を開催する（市内地域包括支援センター合同開催）
- ・中部地区と西部地区のふれあい・いきいきサロン等に出向き、高齢者虐待の防止と早期発見早期対応に関する啓発をおこなう。（各サロン年1回）

② 消費者被害への対応

被害を未然に防止するため、消費者被害情報を把握し、関係機関と連携し適切な対応に努める。また、被害に遭われた方の早期回復のため小牧市消費生活相談センターに紹介・相談する。

- ・中部地区と西部地区のふれあい・いきいきサロン等に出向き、消費生活被害防止に関する啓発をおこなう。（各サロン年1回）

③ 老人福祉施設等の措置に関する支援

高齢者の虐待等、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要な場合は、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

④ 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合は、適切な介護保険サービスの利用に加え、金銭管理、法的行為などの支援をするため、必要に応じて成年後見制度の利用に向けた支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、一人ひとりの心身の状態に合わせた適切なサービスが提供されるように、介護支援専門員への支

援や助言を行う。また、主治医と介護支援専門員、その他の様々な職種、地域の関係機関等との連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築を図る。

① 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

- ・「小牧市」と「小牧市介護支援専門員連絡協議会」と「小牧市介護保険サービス事業者連絡会」これらの既存の団体との四者連絡会を開催し、各団体と事業を調整し、及び情報を共有する。
- ・医療、介護、地域包括支援センター、行政等で構成される「在宅医療推進協議会」、及び医師会が実施する「在宅医療サポートセンター」等で協議された事項を共有し、協働して今後の医療と介護の多職種連携の強化を進める。

② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な方法を検討するための地域ケア会議を開催等により、指導・助言等を行う。また、研修会を企画、運営し、資質の向上を図る。

- ・介護予防ケアマネジメント業務等について、地域の介護支援専門員対象の研修を企画、実施する。（開催目標：年1回）

(4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で、自己肯定感を持ち、自分らしくいきいきと地域（家庭）で生活できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、高齢者の主体的な活動により生活の質の向上を高めることを目指す。

① 介護予防支援

小牧市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年小牧市条例第37号）に基づき、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して介護予防サービス計画を作成する。また、介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

② 介護予防ケアマネジメント

介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる事業対象者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して第1号介護予防ケアプラ

ンを作成する。また、第1号介護予防ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

③ 介護予防を必要とする者の把握

市が送付する簡易版チェックリストの結果によって抽出した対象者への訪問や、総合相談や地域への啓発活動における簡易版チェックリストの実施により支援が必要な高齢者を把握し、生活状況の聞き取りなどを通して適正な支援につなげる。

④ 介護予防に関する啓発及び把握

地域の関係者の集まる機会に参加し、啓発を行う。

○短期の介護予防教室の開催

- ・ これまでに開催していない区を対象に、当センター職員等が主導で、月1回5カ月間の短期介護予防教室を開催する。（年度内開催目標3区）

○介護予防活動の支援

- ・ 短期介護予防教室終了後は、地域住民主体での『集いの場（介護予防教室やふれあい・いきいきサロン）』が実施されるように支援する。（年度内目標3ヶ所）
- ・ 既設のふれあい・いきいきサロンや、各地区での健康展（保健連絡員主導での開催）に出向き、“出張介護予防相談会”として、介護予防に関する相談をおこなう。（年度内目標8カ所）

○介護予防リーダー（仮称）養成研修の開催

- ・ 住民自ら介護予防に取り組むための担い手「介護予防リーダー（仮称）」を確保するために、地域支えあい推進員と協働して、その養成講座を開催する。（年度内20名の修了者を目標とする）

2) 多職種協働による地域支援ネットワークの構築

地域の保健・福祉・医療のサービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携して行う。

3) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議の開催を通して、個別の高齢者の課題解決、地域のニーズや地域課題・地域資源の把握を行う。これらの取り組みを通し、地域ネットワークの構築、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを進める。さらに、小牧市高齢者保健福祉計画への反映等、有効的な政策形成につなげる。

地域ケア会議での課題、対応策のうち地域の共通課題について調整・検討し、

必要に応じて小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会への提案等の役割を担う。

○地域の課題になっているケースの把握

- ・居宅介護支援事業所のケアマネジャーから、個別地域ケア会議で検討するケースの情報を提供していただくよう調整する。(市内30カ所及び市外15カ所の居宅介護支援事業所に対して)

○個別地域ケア会議の開催

- ・地域の課題になっているケースについて、ケアマネジャー等の介護サービス従事者、及び民生委員や区長等の地区関係者と共に課題を共有し、その解決策を検討するための“個別地域ケア会議”を開催する。

(年度内目標：中部圏域内3区、西部圏域内3区での開催。但し、1区あたりの開催回数は状況次第とする)

○地域支えあい会議の開催

- ・中部及び西部圏域の規模で、各区の課題やその課題に対する取り組みについての情報を交換するために、“地域支えあい会議”を開催する。
- ・“地域支えあい会議”へは、専門職と地区関係者及びボランティアやインフォーマルサービスの実施者等、立場の異なる方々に参加していただくよう調整し、広い視点で地域の課題への対策を検討できるようにする。

(年度内目標：中部圏域内及び西部圏域内でそれぞれ3回程度開催)

4) 認知症地域支援推進員の実施事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

(1) 関係機関及び地域との連携

① 関係機関とのネットワークの構築

医師会、認知症サポート医、認知症疾患医療センターなどの関係機関とのネットワークを構築する。

- ・中部及び西部の圏域内の医療機関へ出向き、認知症地域支援推進員の取り組みについて説明する。
- ・あわせて医師会にも出席し、認知症地域支援推進員の活動啓発資料等を配布して、活動の理解を促進する。

② 地域での取り組みの促進

地域の民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築するとともに、地域での認知症予防活動の取り組みを促進する。

- ・認知症サポーター養成講座、または認知症予防に関する説明会を開催する。(年度内 1 1 回の開催目標)
- ・小牧市と市内の地域包括支援センター、及び市社協地域支えあい推進員と協働して、認知サポーターステップアップ講座を開催する。(年度内 1 回 3 日間の開催予定)
- ・認知症サポーターステップアップ講座修了者が、認知症カフェや地区での認知症予防の取り組みに参画できるように調整する。

(2) 認知症の人とその家族への支援

①認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するよう、認知症ケアパスの普及・啓発を行う。

②情報交換や交流の場の提供

認知症の人の家族同士が交流や情報交換、相談などを通して、介護負担を軽減し、安定した在宅生活が営めるよう支え合うための支援を行う。

- ・認知症の方が、公的なサービスとは別に地域の中で出掛けられる機会として、また認知症の介護者が交流できる機会として「認知症カフェ」を設ける。(目標開催回数：中部圏域と西部圏域を合わせて 1 2 回の開催)
- ・認知症介護家族交流会を開催する。(目標開催回数：中部圏域と西部圏域を合わせて 6 回の開催)

(3) 認知症についての啓発及び認知症対応力向上の推進に関する事業

- ・認知症サポーター養成講座、市民向けフォーラム、声かけ訓練等を通して広く市民に認知症について周知する。また、認知症の人とその家族に適切に対応できる人を増やす啓発や研修を行う。
- ・区単位での認知症徘徊声かけ訓練を実施する。(年度内に中部圏域内 2 区、西部圏域内 2 区での実施目標)
- ・小牧市認知症見守りネットワークの啓発のため、“介護展”及び“こまき市民まつり”に出展する。(年度内各 1 回)

5) 在宅医療・介護連携の推進に関する取り組み

高齢者が、疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う体制を構築するために、在宅医療サポートセンター等との連携を図りながら、下記事項に取り組む。

(1) 在宅医療についての市民啓発事業

(2) 地域の介護支援専門員等が、多職種連携を深め、医療・介護の連携につながるための下記研修会等を開催する。

- ・ 医師とケアマネの座談会（年度内 1 回）
- ・ 在宅医療・介護連携研修会への協力（年度内 3 回）

6) その他、小牧地域包括支援センターふれあい独自の重点取り組み事項

- 認知症高齢者の自動車の運転に関する検討
 - ・ 社会状況の説明、及び対応策についての意見交換（中部及び西部の両圏域で年度内 1 回ずつ開催）